移動衛星(地球から宇宙) 5.351A 航空無線航行 移動衛星(宇宙から地球) 5.208B 5.341　5.355　5.359 5.364　5.365　5.366 5.367　5.368　5.369 5.371　5.372	移動衛星(地球から宇宙) 5.351A 航空無線航行 無線測位衛星(地球から宇宙) 移動衛星(宇宙から地球) 5.208B 5.341　5.364　5.365 5.366　5.367　5.368 5.370　5.372	移動衛星(地球から宇宙) 5.351A 航空無線航行 移動衛星(宇宙から地球) 5.208B 無線測位衛星(地球から宇宙) 5.341　5.355　5.359 5.364　5.365　5.366 5.367　5.368　5.369 5.372
1626.5-1660	移動衛星(地球から宇宙)　5.351A 5.341　5.351　5.353A　5.354　5.355　5.357A　5.359 5.362A　5.374　5.375　5.376	

改　5.367　付加分配：1610-1626.5MHz の周波数帯は、無線通信規則第 9.21 号の規定に従って同意を得ることを条件に一次的基礎で航空移動衛星(R)業務にも分配する。

改　5.369　業務の種類の地域差：アンゴラ、オーストラリア、中華人民共和国、エリトリア、エチオピア、インド、イラン、イスラエル、レバノン、リベリア、マダガスカル、マリ、パキスタン、パプアニューギニア、シリア、コンゴ民主共和国、スーダン、南スーダン、トーゴ及びザンビアでは、無線測位衛星業務(地球から宇宙)に対する 1610-1626.5MHz の周波数帯の分配は、無線通信規則第 9.21 号の規定に従って、本規定に掲げる国以外の国からの同意を得ることを条件として、一次的基礎とする(無線通信規則第 5.33 号参照)。

改　5.371　付加分配：第一地域では、1610-1626.5MHz(地球から宇宙)の周波数帯は、無線通信規則第 9.21 号による同意を得ることを条件に二次的基礎で無線測位衛星業務にも分配する。

改　5.381　付加分配：アフガニスタン、キューバ、インド、イラン及びパキスタンでは、1690-1700MHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務(航空移動を除く。)にも分配する。

改　5.382　業務の種類の地域差：サウジアラビア、アルメニア、アゼルバイジャン、バーレーン、ベラルーシ、コンゴ共和国、エジプト、アラブ首長国連邦、エリトリア、エチオピア、ロシア、ギニア、イラク、イスラエル、ヨルダン、カザフスタン、クウェート、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、レバノン、モーリタニア、モルドバ、モンゴル、オマーン、ウズベキスタン、ポーランド、カタール、シリア、キルギス、ソマリア、タジキスタン、タンザニア、トルクメニスタン、ウクライナ及びイエメンでは、固定業務及び移動業務(航空移動を除く。)に対する 1690-1700MHz の周波数帯の分配は、一次的基礎とし(無線通信規則第 5.33 号参照)、朝鮮民主主義人民共和国では、固定業務に対する 1690-1700MHz の周波数帯の分配は、一次的基礎(無線通信規則第 5.33 号参照)、移動業務(航空移動を除く。)に対する分配は、二次的基礎とする。

改　5.387　付加分配：ベラルーシ、グルジア、カザフスタン、キルギス、ルーマニア、タジキスタン及びトルクメニスタンでは、1770-1790MHz の周波数帯は、無線通信規則第 9.21 号の規定に従って同意を得ることを条件として、一次的基礎で気象衛星業務にも分配する。

改　5.388B　アルジェリア、サウジアラビア、バーレーン、ベナン、ブルキナファソ、カメルーン、コモロ、コートジボワール、中華人民共和国、キューバ、ジブチ、エジプト、アラブ首長国連邦、エリトリア、エチオピア、ガボン、ガーナ、インド、イラン、イスラエル、ヨルダン、ケニア、クウェート、リビア、マリ、モロッコ、モーリタニア、ナイジェリア、オマーン、ウガンダ、パキスタン、カタール、シリア、セネガル、シンガポール、スーダン、南スーダン、タンザニア、チャド、トーゴ、チュニジア、イエメン、ザンビア及びジンバブエでは、国内の固定業務及び IMT 2000 の移動局を含む移動業務を同一チャネル干渉から保護するため、無線通信規則第 5.388A 号に掲げる周波数帯において隣接国で IMT 2000 の基地局として使用する高高度プラットフォーム局(HAPS)は、HAPS の通告時点で影響を受ける主管庁の明確な同意がない場合、国境外の地表面で -127dB(W/(m²·MHz))の同一チャネル電力束密度を超えてはならない。

改　2170-2520MHz

業務に対する分配		
第一地域	第二地域	第三地域
2483.5-2500 固定 移動 移動衛星(宇宙から地球) 5.351A 無線測位衛星(宇宙から地球)　5.398 無線標定　5.398A 5.150　5.399　5.401 5.402	2483.5-2500 固定 移動 移動衛星(宇宙から地球) 5.351A 無線標定 無線測位衛星(宇宙から地球)　5.398 5.150　5.402	2483.5-2500 固定 移動 移動衛星(宇宙から地球) 5.351A 無線標定 無線測位衛星(宇宙から地球)　5.398 5.150　5.401　5.402

削　5.397

追　5.398A　業務の種類の地域差：アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ロシア、カザフスタン、ウズベキスタン、キルギス、タジキスタン及びウクライナでは、2483.5-2500MHz の周波数帯は一次的基礎で無線標定業務に分配する。これらの国々における無線標定業務の局は、2483.5-2500MHz の周波数帯において、無線通信規則に従って運用する固定業務、移動業務及び移動衛星業務の局に対して有害な混信を生じさせてはならない。また、それらの局からの保護を要求してはならない。

改　5.399　無線通信規則第 5.401 号で言及する場合を除き、2483.5-2500MHz の周波数帯において、2012 年２月 17 日以降に通告情報が無線通信局に受領され、アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ロシア、カザフスタン、ウズベキスタン、キルギス、タジキスタン及びウクライナを含む業務区域において運用を行う無線測位衛星業務の局は、無線通信規則第 5.398A 号に従ってこれらの国々で運用する無線標定業務の局に対して有害な混信を生じさせてはならない。また、それらの局からの保護を要求してはならない。

削　5.400

追　5.401　アンゴラ、オーストラリア、バングラデシュ、ブルンジ、中華人民共和国、エリトリア、エチオピア、インド、イラン、レバノン、リベリア、リビア、マダガスカル、マリ、パキスタン、パプアニューギニア、シリア、コンゴ民主共和国、スーダン、スワジランド、トーゴ及びザンビアでは、2483.5-2500MHz の周波数帯は、無線通信規則第 9.21 号の規定に従って、本規定に掲げる国以外の国から同意を得ることを条件として、WRC-12 以前より一次的基礎で無線測位衛星業務に既に分配されている。完全な調整情報が 2012 年２月 18 日以前に無線通信局により受領されている無線測位衛星業務のシステムは、調整要求情報の受領日現在で規則上の地位は保持される。

削　5.405

改　5.410　2500-2690MHz の周波数帯は、第一地域では無線通信規則第 9.21 号の規定に従って同意を得ることを条件として対流圏散乱による通信に使用することができる。無線通信規則第 9.21 号の規定は、第一地域の完全に外側にある対流圏散乱回線には適用しない。主管庁は、この周波数帯における新たな対流圏散乱通信システムの開発を避けるため、実行可能な全ての努力をしなければならない。この周波数帯で新たな対流圏散乱による無線通信回線を計画する場合には、この回